

熊本市余熱利用施設条例の一部改正について

熊本市余熱利用施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

西部交流センターおんぼの湯	熊本市西区小島2丁目333番地
---------------	-----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

西部交流センターおんぼの湯を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。